

平成28年度(第6回)

中部ミッドアマチュアゴルフ選手権競技

日 程：平成28年10月13日(木)・14日(金)

場 所：愛知カンツリー倶楽部

中部ゴルフ連盟

ロ ー カ ル ル ー ル

1. アウトオブバウンズ(規則27-1)
アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. ラテラル・ウォーターハザード(規則26)
ラテラル・ウォーターハザードは、赤杭または赤線をもってその限界を標示する。
線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
3. 修理地(規則25-1)
修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を定める。ただし、次のものを含む。
(a) 張り芝の継ぎ目；付属規則I(A)3eを適用する。(ゴルフ規則164ページ参照)
スルーザグリーンの張り芝の継ぎ目(その芝自体を除く)は修理地とみなされる。しかしながら、継ぎ目がプレーヤーのスタンスの障害となっても、それ自体は規則25-1に基づく障害とはみなされない。球がその継ぎ目の中にあるか、触れている場合、またはその継ぎ目が意図するスイング区域の障害となる場合、規則25-1に基づいて救済を受けることができる。張り芝の区域内のすべての継ぎ目は同じ継ぎ目とみなされる。**このローカルルールの違反の罰は、2打。**
(b) パッティンググリーンの前後のペイントマークを含み、スルーザグリーンの芝草を短く刈った区域にあるヤーデージマーキングペイントが球のライ、意図するスイング区域の障害となる場合、規則25-1bの救済を受けることができる。(スタンスは除く)
4. 動かさない障害物(規則24-2)
(a) 排水溝
(b) 人工の表面を持つ道路に接した排水溝(その道路の一部とみなす)
(c) 動かさない障害物と定義づけされている区域に近接し白線が引かれた区域は、修理地ではなく、その障害物の一部とみなす。
(d) 電磁誘導カート用の2本又は3本の人工の表面を持つ軌道は、全幅をもってカート道路とみなす。球がこのカート道路の上にある場合、プレーヤーは規則24-2b(i)の救済を受けなければならない。**このローカルルールの違反の罰は、2打。**
(e) コース内の防球ネットが動かさない障害物となる場合、その障害物の上を越えたり、中や下を通さずにニヤレストポイントを決めなければならない。**このローカルルールの違反の罰は2打。**

5. コースと不可分の部分

樹木保護のための巻物施設(巻網など)はコースと不可分の部分とする。

6. パッティンググリーン上の芝張り替え跡

パッティンググリーン上の芝張り替え跡は古いホールの埋め跡と同じステータスを持ち、規則16-1cに基づき修理することができる。

7. 恒久的な高架ケーブル

コース内において、球が高圧送電線に当たった場合は、そのストロークを取り消し、罰なしに再プレーしなければならない(規則20-5)。その球をすぐに取り戻せない場合は、別の球に取り替えることができる。**このローカルルールの違反の罰は、2打。**

競 技 の 条 件

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。

2. 参加資格

プレーヤーは競技規定に定められた資格要件を満たさなければならない。

3. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

4. 使用クラブの規格

(a)『適合ドライバースヘッドリストの条件・付属規則I(B)1a』を適用する。
(**ゴルフ規則176ページ参照**)

(b)溝とパンチマークの規格

『2010年1月1日施行の溝とパンチマークの仕様とその競技の条件』
(裁定4-1/1)を適用する。(付属規則II5c注2 **ゴルフ規則198ページ参照**、2016-2017 **ゴルフ規則裁定集79ページ4-1/1参照**)

5. 使用球の規格

『公認球リストの条件・付属規則I(B)1b』を適用する。(**ゴルフ規則177ページ参照**)

6. プレーの中断と再開

(a)通常のプレーの中断(落雷などの危険の伴わない気象状況)については、規則6-8b、c、dに従って処置すること。

(b)険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組のプレーヤー全員がホールとホールの間にいたときは、各プレーヤーは委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1ホールのプレー途中であったときは、各プレーヤーはすぐにプレーを中断しなければならない。プレーヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、規則33-7に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、そのプレーヤーは**競技失格**となる。

(c)プレーの中断と再開の合図について

通常のプレーの中断：ジェットホーンを鳴らして通報する。またはジェットホーンを使用せずに本部より競技委員を通じてプレーヤーに連絡する。

険悪な気象状況による即時中断：ジェットホーンを鳴らして通報する。
プレーの再開：ジェットホーンを鳴らして通報する。

7. 練習

ホールとホール間の練習禁止(規則7注2)『付属規則I(B)5b』(ゴルフ規則181ページ参照)

ホールとホール間では、プレーヤーは最後にプレーをしたホールのパッティンググリーン上やその近くで練習ストロークをしてはならないし、球を転がすことによって最後にプレーしたホールのパッティンググリーン面をテストしてはならない。**この条件の違反の罰や処置は『付属規則I(B)5b』を適用する。(ゴルフ規則181ページ参照)**

8. 移動

委員会が別途認めた場合を除き、プレーヤーは、正規のラウンド中、いかなる移動用の機器にも乗ってはならない。ただし、ホールアウト後次のティーインググラウンドまでの移動に限り乗用カートを使用することができる。尚、キャディーはカートを使用することができる。プレーヤーが前のストロークをしたところから次のストロークをする場合と規則11-4、11-5、15-3と20-7cにしたがって誤りを訂正する場合はその処置のために往復の範囲内において乗用カートを使用する事ができる。**この条件の違反の罰や処置は『付属規則I(B)8』を適用する。(ゴルフ規則183ページ参照)**

9. キャディー(規則6-4注)

正規のラウンド中、プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。**この条件の違反の罰や処置は『付属規則I(B)2』を適用する。(ゴルフ規則179ページ参照)**

10. スコアカードの提出(裁定6-6c/1)

スコアリングエリア方式を採用する。

11. タイの決定

タイの決定は該当する競技規定に定めるか、委員会によってゴルフコースで公表される。

12. ゴルフシューズ

正規のラウンド中、プレーヤーが金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鋌を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。**この条件の違反の罰は競技失格とする。**

13. 競技終了時点

本競技は、競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

14. 競技の短縮

委員会は、コースの状況により適正なるプレーが不可能と判断した時、競技規定に定めてあるラウンド数を短縮することができる。

注 意 事 項

- ローカルルールや競技の条件に追加、変更のあるときは、スターティングホールのティーインググラウンド付近に告示する。
- 競技の条件12項で規制されるシューズ以外でもパッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。

- 追 記
1. ハウス食堂(朝食)は、午前6時15分よりオープン。
 2. 練習場は、午前6時よりオープン。
 3. 昼食はハウス食堂およびコース売店を利用のこと。
 4. バッグは口径9.5インチ、重量は13キロを超えないこと。
- 競技委員長 泉 憲 一

10月5日(水)・7日(金)・12日(水)のうち2日間は連盟料金(会場倶楽部会員並扱い)とする。ただし、12日(水)は午後3時までにプレーを終わること。指定練習日のスタート時間は前もって 愛知カンツリー倶楽部に申し込み予約すること。

4